

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成23年9月22日(木) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1・2会議室

出 席 部 会 委 員	おおい 25大井	かずし 一 司	かさい 26笠井	かつみ 克 己	すずき 27鈴木	てるまさ 照 正	たぐち 28田口	よしのり 慶 則
	ほりかわ 29堀川	ただしげ 忠 重	もろと 30諸戸	よしあき 善 昭	たなか 31田中	たけつぐ 竹 次	もりやま 33守山	たかゆき 孝 之
	いけだ 35池田	まさし 昌 司	もりた 36森田	まさたか 正 孝	あかほり 37赤堀	よしお 嘉 夫	なかがわ 38中川	かずお 和 雄
	はぎの 39萩野	ただし 忠 司	むかいだ 40向田	ただみ 忠 美				

以上14名

欠 席 委 員 32 ^{は せ が わ}長谷川 ^{ひろし}博・42 ^{かたおか}片岡 ^{まさいく}眞郁・48 ^{わたなべ}渡邊 ^{てるかず}晃一

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総 合 支 所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議 事 録 署 名 者 3 1 番 た な か た け つ ぐ 3 5 番 い け だ ま さ し
田 中 竹 次 ・ 池 田 昌 司

事 項

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第5号	時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
議案第 4 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
議案第 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について （農業委員会許可・所有権移転）
議案第 6 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について （農業委員会許可・賃貸借権）
議案第 7 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について （農業委員会許可・使用貸借）

議案第 8 号 非農地証明願について
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について ＜別冊＞

議 事 の 大 要

議 長	本日の欠席は、 ^{はせがわ} 長谷川委員と ^{かたおか} 片岡委員、 ^{わたなべ} 渡邊委員。 ^{わたなべ} 渡邊委員につきましては、議会ですかね。それと、 ^{はせがわ} 長谷川委員ですけれども、病気治療でちょっと今、治療中で休まれています。ちょっと ^{はせがわ} 長谷川委員のほうからおわび状とってお手紙を皆さんにいただいていますので、私、朗読させていただきます。
議 長	(手紙朗読)
議 長	それでは、第9回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の議事録署名者を指名させていただきますので、よろしくお願いします。 31番 ^{たなか} 田中委員・35番 ^{いけだ} 池田委員、よろしくお願いします。 議案につきましては、事前に事務局のほうから送付されていますので、よろしくお願いします。 初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきましては、事務局から一括して報告を願います。よろしくお願いします。
事 務 局	議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1、地区 太郎生 借り人 _____ 貸し人 _____、申請地 美杉町太郎生堂ノキワ _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 071㎡。 これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。 以上、件数は1件で、1, 071㎡。その内訳は畑であります。 2ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1、地区 久居、届出者 _____、届出地 木造町四ツ殿 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 99㎡、外6筆で、合計 2, 997㎡。取得年月日 平成23年7月11日、取得事由 _____ から相続。あっせん等の希望はございません。 番号2、地区 大井、届出者 _____、届出地 一志町大仰森 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 000㎡、外1筆で、合計 2, 209㎡。取得年月日 平成23年6月30日、取得事由 _____ から相続。あっせん等の希望がございます。(三重県農林水産支援センターの農地保有合理化事業を適用) 番号3、地区 大三、届出者 _____、届出地 白山町三ヶ野古垣内 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 439㎡、外4筆で、合計 4, 178㎡。取得年月日 平成23年6月7日、取得事由 _____ から相続。あっせん等の希望はございません。 以上、件数は3件で、合計面積9, 384㎡。内容は田 8, 284㎡、畑 1, 100㎡でございます。

3 ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居野村町権田 _____ 番地、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 353㎡。

これにつきましては、受人である _____ は、渡人である _____ より当該土地を譲り受け、共同住宅1棟、延べ床面積238.48㎡を建築しようとするものであります。なお、当該土地は、平成12年ごろより駐車場として利用されておりましたことから、始末書の提出がありますので追認するものでございます。

番号2、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町正福寺 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 198㎡。

これにつきましては、渡人である _____ は、高齢による労働力不足で経営が困難になってきているため、受人である _____ が譲り受け、宅地分譲をしようとするものであります。

番号3、受人 _____、渡人 _____・_____・_____、申請地 久居元町西出 _____ 番、台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 105㎡。

これにつきましては、渡人である _____ 外2名は、申請地の所有権を受人である _____ に移転しようとするものであります。終戦後、_____ の祖母が食糧確保のため芋などを栽培していましたが、昭和20年代後半に祖母が死亡したため、耕作する者もなく、60年以上が経過し、木が茂っており、敷地内には樹齢200年以上の巨木が生え、機械による耕作が不可能であることから、山林に転用しようとするものであります。始末書の提出がありますので追認するものでございます。

以上、件数は3件で、合計面積656㎡、内容は畑でございます。

4 ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、使用借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居新町 _____ 番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 122㎡、外1筆で、合計 177㎡。

これにつきましては、借り人である _____ は、貸し人である _____ より申請地を借り受け、事務所と倉庫を建築し、使用借人である _____ に使用貸借しようとするものであります。なお、当該土地は30年ほど前から宅地として利用されており、始末書の提出がありますので追認するものでございます。

番号2、借り人 _____、貸し人 _____・_____・_____、申請地 戸木町北興 _____ 番、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 396㎡、外2筆で、合計 1,772㎡。

これにつきましては、借り人である _____ は、貸し人である _____ 外2名より申請地を借り受け、店舗建築面積172.8㎡のコンビニエンスストア及びその駐車場18台分として利用するものであります。

以上、件数は2件で、合計面積1,949㎡。内容は田が1,772㎡、畑177㎡でございます。

5 ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 2, 396 m²、渡人 _____、面積 509 m²、申請地 庄田町馬廻り _____番、地目 畑、面積 509 m²。取得年月日 平成23年8月10日。

これにつきましては、受人である _____ は、渡人である _____ の父の妹の子であり、昭和50年4月ごろより住宅を建築し、宅地として占有してきたものです。20年以上、所有の意思を持って平穏かつ公然に占有を継続しているため時効取得をしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 はい、6 ページお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大三、受人 _____、面積 7, 619 m²、渡人 _____、面積 1, 411 m²、申請地 白山町二本木五斗代 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 429 m²、外2筆で合計 1, 411 m²。

これにつきましては、渡人である _____ は、自営業を始めたため耕作が困難になってきていることから、受人である _____ が申請地を譲り受け、子供とともに営農を拡大しようとするものであります。

番号2、地区 太郎生、受人 _____、面積 0 m²、渡人 _____、面積 9, 599 m²、申請地 美杉町太郎生清水平 _____番地、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 119 m²、外2筆で、合計 3, 667 m²。

これにつきましては、渡人である _____ は、高齢による労働力不足のため、新規就農を希望する受人である _____ に申請地を譲渡しようとするものであります。また、技術の習得につきましては、中山間直接支払事業により団地が形成されており、近隣の方々に指導を受ける予定でございます。

以上、件数は2件で、合計面積 5, 078 m²。その内訳は、田が 4, 007 m²、畑 1, 071 m²でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

森田委員	36番 森田^{もりた}です。去る9月12日の日に、午後ですね、支所の職員1名と地元委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、近鉄の_____の南側に国道165号線の交差点があります。その交差点から久居に向かって500mぐらい行ったところに_____へ行く信号がありまして、その信号から五斗代線、市道を100mぐらい行ったところの道路の南側にございます。内容につきましては、事務局説明のとおりでございますので、ご審議していただきますようよろしくお願いいたします。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。 2番、お願いします。
中川委員	38番 中川^{なかがわ}でございます。2番のご説明をさせていただきます。 _____さんと_____さんは、従兄関係になりまして、_____さんは、農地の耕作をきちんとするというところでございます。清水平につきましての場所につきましては、池の平高原の道中で裾野にあります。それと、堂ノキワにつきましては、_____さんの本宅の近くにありまして、内容につきましては、事務局のご説明どおりです。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。 ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については、県に進達することに決定いたします。 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員許可・所有権移転）を議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	はい、7ページお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員許可・所有権移転）についてでございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____・_____・_____、面積 1,536㎡、申請地 久居元町西出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,431㎡。 これにつきましては、渡人である_____外2名は、高齢で遠方に住んでおり経営が困難なため、受人である_____が申請地を譲り受け、新規就農しようと

するものであります。技術の習得方法につきましては、近所の経験者から指導を受けます。また、下限面積要件につきましては、次の議案第3号 番号1で使用貸借があり、要件を満たしております。

番号2、地区 波瀬、受人 _____、面積 7, 526 m²、渡人 _____、面積 1, 892 m²、申請地 一志町波瀬堂山_____番地、台帳地目・現況地目とも畑、面積433 m²。

これにつきましては、渡人である_____は、現在の住まいが遠方にあり農地を管理できないため、受人である_____が申請地を譲り受け、経営を拡大しようとするものであります。なお、残りの農地につきましては、基盤強化法利用権設定をし、耕作されています。

以上、件数は2件で、1, 864 m²。その内訳は畑でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、はい、お願いします。

笠井委員 26番 ^{かさい}笠井ですが、先日の12日の日に、地元の農業委員さん6名と、それから市役所の方2名で現地を確認させていただきました。現地は、久居の_____さんがございますが、そこの前の道をずっと南のほうへ向かって、約100m行っただころの左側でございます。要点につきましては、今、事務局の説明のとおりでございますので、それではよろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
2番、お願いします。

守山委員 33番 ^{もりやま}守山です。2番 波瀬 _____さん。これ、次の第4号議案にも出てくるので、場所を遠河というところの自治会、波瀬遠河自治会のちょうど中央ぐらいに当たる場所でございますが、この_____さんの番地とこの申請地の番地は大分と違うんですけれども、道の一つ隔てた南側の畑でございます。そういうことで、目の前の畑を取得するということでもあります。事務局の説明どおりだと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それでは、意見もないようですので、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号について、許可することと決定いたします。 続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員許可・使用貸借）を議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	はい、8ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 久居、借り人 _____、面積 0㎡、貸し人 _____、面積 5,886.75㎡、申請地 久居元町前田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,054㎡、外4筆で、合計 4,232㎡。 これにつきましては、貸し人である_____は、高齢による労働力不足で経営が困難になってきているため、借り人である_____が申請地を使用貸借し、新規就農しようとするものであります。 先ほどの議案2号 番号1と関連したものであります。 以上、件数は1件で、4,232㎡、その内訳は田でございます。 いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
笠井委員	26番、笠井^{かさい}ですけれども、先ほどの現地調査、9月12日と一緒に日に現地を見に行ってきました。場所は、元町の_____さんというのがございまして、そこからまた南のほうへ約100m下りました右側の田んぼです。要件は、先ほど事務局の方に説明していただいたとおりでございますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。
議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号について許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

はい、9ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬遠河 _____番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 294㎡。

これにつきましては、農地法施行前の昭和2年ごろ、隣接する土地と申請地にまたがる形で一般個人住宅を建築し、その後、昭和54年ごろに増築してしまったものです。建築面積は74.52㎡です。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。第2種農地でございます。

以上、件数は1件で、294㎡、その内訳は畑でございます。

農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

守山委員

33番 ^{もりやま}守山です。この前の第2号議案でも出てきた案件と重なりますが、9月13日に現地調査を、地元の^{たなか}田中、^{もりやま}守山委員と、それから職員2名で現地調査を行いまして、相手さんの説明を受けたわけでございます。大きな家でして、いつごろからかと聞いたところ、今、事務局が説明のとおり、もう随分前からであるということでもあります。そのようなことで、場所はやはり波瀬の遠河の自治会、ちょうど中央ぐらゐに当たるところでございます。よろしくご審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございました。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号について許可することと決定いたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局	はい、10ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 下多気 受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気世古_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 314㎡、外1筆で合計628㎡。 これにつきましては、受人である_____は、製材業を営んでおり、申請者が所有する山林に近く、木材を確保するのに便利なため、渡人である_____より申請地を譲り受け、木材等の資材置き場及び駐車場として利用しようとするものでございます。第2種農地でございます。 以上、件数は1件で、628㎡、その内訳は畑でございます。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
議長	はい、ありがとうございます。 ただいま説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。 はい、よろしくお願いします。
向田委員	40番 ^{むかいだ}向田です。去る9月14日、事務局と調査させていただきました。事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。
議長	はい、ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号について許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。 事務局、説明願います。
事務局	はい、11ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 上多気 借り人 津市長 前葉 泰幸、貸し人 _____外4名、申請地 美杉町上多気六田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積

1, 676㎡のうち135㎡、外6筆で合計 894㎡。

これにつきましては、多気遺跡 上多気六田地区第8次発掘調査として、津市教育委員会が北畠氏館跡の八手俣川対岸に位置する上多気六田地区において史跡指定のために遺構、遺物の分布範囲等を確認するために、範囲確認地調査を6カ月で実施するものであります。

番号2、地区 下之川 借り人 _____、貸し人 _____、申請地 美杉町下之川山口 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 517㎡。

これにつきましては、借り人である _____ は、貸し人である _____ より申請地を賃貸借し、市道山口山本線道路改良事業計画橋梁新設工事に伴う資材置き場として利用しようとするものであります。第2種農地でございます。

以上、件数は2件で、合計面積1,411㎡、その内訳は、田が774㎡、畑 637㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

向田委員 40番 ^{むかいだ}向田です。去る9月14日、調査させていただきました。さすが津市さん、コピーまでいただきまして、抜けのない、間違いのない。よろしくお願いいたします。
2番、続けてよろしいですか。

議長 はい、お願いします。

向田委員 すみません。この下之川バイパスのところ、橋脚の工事の材料置き場ということで、 _____ さんから申請ございました。事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号について許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可・使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局	はい、12ページをお願いいたします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 家城 借り人 _____、貸し人 _____、申請地 白山町南家城南出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 362㎡。 これにつきましては、借り人である_____は、現在の住居が老朽化しているため、貸し人である_____より申請地を借り受け、建築面積69.5㎡の一般住宅と25㎡のカーポートを建設しようとするものであります。第2種農地でございます。 以上、件数は1件で、362㎡、その内訳は、畑でございます。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議長	はい、ありがとうございます。 事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。 はい、お願いします。
浅井委員	34番 ^{あさい}浅井でございます。家城1番について説明します。 12日の日に事務局1名、地元委員3名、4名で現地の確認を行いました。一番心配しますのは住居でございます。廃水、生活廃水の処理をどこへされるかということで心配になりましたので周囲を見たら、大きな排水路がつけられておりましたので、問題ないだろうと。ただし、後から苦情が出ると困りますので、地元の区長の承諾だけ得てくれということを言ってきましたので、何ら問題ないものと思われまます。よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございます。 ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第7号について許可することと決定したいと思ひます。 続きまして、議案第8号 非農地証明願についてを議題とします。 事務局、説明願ひます。

事務局

13ページをお願いいたします。議案第8号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 榊原、願出者 _____、申請地 榊原町寺野 _____番、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積 515㎡。

これにつきましては、願出者である _____ の再婚した亡き母の亡き夫が、農地法の手続をしないで昭和39年に居宅を建築し、今日に至っております。家屋登記簿謄本が添付されており、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 下多気、願出者 _____、成年後見人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古 _____番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 290㎡。

これにつきましては、申請地は公図上に表示されておらず、登記上もコンピューター化に移行できず、改正不適合物件として紙台帳のまま管理されております。その理由は、過去の分筆・合筆の経緯を調べますと、昭和5年2月15日に合筆登記が行われ、閉鎖されるべき台帳2409の1と2409が残っており、合筆後の台帳と重複しており、公図は合筆前の状態になっています。この処理については、登記法施行前に行われたものであり、願出者と法務局と相談の結果、法務局ですべてを処理するのは困難であることから、願出者の協力を得てすべての登記と公図の処理をするよう話し合われたものです。その手続は、合併前の登記簿の閉鎖、公図の処理及び2409の3は現在宅地と化しているので、農業委員会の非農地の確認を受けて登記を宅地とし、本件一帯を2409の1の1筆に合筆することとしております。平成2年4月30日に国土交通省国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、建物が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は2件で、合計面積805㎡。その内訳は、田が515㎡、畑が290㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

堀川委員

29番 ^{ほりかわ}堀川でございます。現地は、県道亀山白山線から山手へ2、30m入ったところで、以前 _____ という旅館ございました。その旅館から _____ へ100mぐらい行ったところです。居宅は松阪ですが、以前はこの母親が一人住まいでして、現在もうお住いになっておりません。その相続人の _____ からのお願いであって、事務局に説明をいただいたとおりで問題ないと思います。

議長

はい、ありがとうございます。

2番、お願いします。

向田委員	40番 向田です。去る14日、^{むかいだ}_____と事務局と立ち合わせていただきました。すべて調査させていただいております。事務局の説明どおりでございます。よろしくご審議、お願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見お伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について証明したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第8号について証明したいと思います。 それでは、引き続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思います。議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 久居地区は、所有権移転が3件でございます。面積は、田が11,635㎡でございます。 一志地区は、新規 6件、所有権移転 1件、合計 7件でございます。面積は、田が22,403㎡、畑は6,318㎡、合計面積 35,721㎡でございます。 白山地区は、新規 1件、再設定 2件、所有権移転 1件、合計 4件でございます。面積は、田が9,837㎡、畑が454㎡、合計 10,291㎡でございます。 美杉地区は、新規 2件でございます。面積は、畑が5,979㎡でございます。 合計件数 16件、内訳としまして16件でございます。合計面積、田 50,875㎡、畑 12,751㎡、総計面積 63,626㎡でございます。このうち認定農業者集積状況でございますが、6件で、面積は19,729㎡でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。 事務局から説明がありましたが、皆様方のご意見をお伺いします。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 9 号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 9 号について適正であると認め、市長に進達することといたします。 以上で、本会に付議されました議案はすべて審議をいただきました。ありがとうございます。 これをもちまして、第 9 回 第 2 農地部会を閉会します。 午後 2 時 5 5 分

上記は、第 9 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 3 年 9 月 2 1 日

議 長

出席委員

出席委員